



## 「映像制作ビジネスと著作権」

### ～テレビ・映画・動画配信等における著作権と実演家の権利の取扱いは～

テレビ、映画、動画配信、出版、音楽やゲーム等のコンテンツビジネスが拡大するなか映像制作ビジネスにおける演出家、俳優、声優等々の著作権の扱いについての注意深い対応が必要であります。本セミナーでは、長年この道に携わってこられたエキスパートの講師の方々に事例を交えてご講演頂きます。著作権の扱いを知ることは顧客からの信頼を獲得しビジネスの発展に繋がります。是非、映像制作に携わる皆様方の今後のビジネスにお役立てくださればと企画しました。

開催日程：平成 30 年(2018 年)3 月 8 日（木）14 時 00 分～17 時 30 分

開催場所：富士フィルム 西麻布ホール 東京都港区西麻布 2-26-30

主催：NPO 法人日本ビデオコミュニケーション協会（JAVCOM）

会費：JAVCOM 会員社 5,000 円 後援団体会員社 5,000 円  
一般参加者 8,000 円

後援：（一社）映像情報メディア学会・（公社）映像文化製作者連盟・  
ITVAー日本・（一社）日本アド・コンテンツ制作協会・  
（一社）日本映画テレビ技術協会・（一社）日本映像ソフト協会・  
（一社）日本ポストプロダクション協会・  
ジャパンデータストレージフォーラム・（一社）全日本シーエム放送連盟・  
（一社）全日本テレビ番組製作社連盟・（一社）日本映画製作者連盟・  
（一社）日本民間放送連盟・NPO 法人映像産業振興機構・  
（一社）日本映像・音楽ライブラリー協会・(株)映像新聞社・  
(株)放送ジャーナル社・(有)ユニ通信社 ※順不同

協賛：富士フィルム株式会社・伊藤忠ケーブルシステム株式会社

講演 1 I 部 14:05～15:15

「映像制作で、他人の「コンテンツ」を用いる場合に「無断で使えるか」  
「権利者の許諾を得なければ使えないか」を判断する「5段階フローチャート」を解説」

2018/1/18



「NPO 法人日本ビデオコミュニケーション協会主催 No. 151 セミナー」

II 部 15:15 ~ 16:05

「映像制作とその二次利用にまつわる（たいへん）複雑な「権利関係」  
を解説」

株式会社 TBS テレビ 総務局法務マネジメントセンタービジネス法務部  
担当局次長 日向 央様

講演 2 16:30 ~ 17:20

「映像番組制作上の法的注意点」「クレームへの具体的対応」「BPO」を解説

レイ法律事務所  
統括パートナー弁護士 河西 邦剛様

\* 都合により演題等変更になる場合がございます。

問い合わせ先 : NPO 法人 日本ビデオコミュニケーション協会  
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-10-510  
Tel 03-3234-5994 Fax 03-3234-5995  
<http://javcom.or.jp/>